

## 西宮市景観デザイン相談員設置要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、景観計画に規定する届出及び通知などに対して協議・指導を行う景観デザイン相談員（以下「相談員」という。）の設置に関して必要な事項を定め、ゆとりと潤いのある良好な景観への誘導を図ることを目的とする。

### (職 務)

第2条 相談員の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 西宮市都市景観条例第10条第1項及び第8項の規定による行為の届出等について、市長の求めるところにより、事業者及び設計者等と協議し、助言・指導を行うこと。
- (2) 前号以外の建築行為などに係る景観デザイン相談について、市長の求めるところにより、技術的、専門的な助言・支援を行うこと。
- (3) 本市の景観施策に関連する業務などについて、市長の求めるところにより、技術的、専門的な助言・支援を行うこと。

### (任 命)

第3条 相談員は、建築、ランドスケープ、色彩など景観形成についての実務経験と専門知識を有する者のうちから市長が任命する。

### (任期等)

第4条 相談員の任期は1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 再任を行う場合の任期の末日は、その者が年齢75歳に達する日以降における最初の3月31日以前でなければならない。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

### (執 務)

第5条 相談員が執務を行う場所及び日時は、市長が指定する。

### (報酬及び支払方法)

第6条 相談員に対する報酬には、謝金を支給する。

- 2 前項の謝金については、予算の範囲内とし、支払方法とともに別に定める。

### (職務上の義務)

第7条 相談員は職務に当たっては、次のことを厳守しなければならない。

- (1) 西宮市都市景観条例、西宮市都市景観形成基本計画及び西宮市景観計画の趣旨を十分理解し、職務にあたること。
- (2) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も、同様とする。

(解 職)

第8条 相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 自己の都合により、解職を申し出たとき。
- (2) 心身の故障等により、職務の遂行に支障があると認められるとき。
- (3) 相談員としてふさわしくない行動があったとき。
- (4) その他職務の遂行に必要な適格性を欠くとみとめられるとき。

(実施要領)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に政策局長が定める。

付 則

1. この要綱は、平成31年1月21日から施行する。

付 則

1. この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

1. この要綱は、令和4年1月21日から施行する。